

沖縄市国土強靱化地域計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、沖縄市における国土強靱化に関する施策の推進を図る基本計画として「沖縄市国土強靱化地域計画」を策定することを目的とする。

(2) 業務名称

沖縄市国土強靱化地域計画策定業務委託

(3) 業務内容

別添「業務委託概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

(5) 業務決定方法

公募型プロポーザル（書類審査及びプレゼンテーション）

(6) 提案書類

5. 提案書類等に示す通り

2. 提案上限額

8,343,500円（消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。企業体として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成18年法第10号）、民事再生法（平成11年法第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

(5) 破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中ではない者。

(6) 過去5年以内に元請として、「国土強靱化地域計画」「総合計画」「地域防災計画」のいずれかを策定した実績、若しくは、策定中であること。

(7) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。

※企業体として応募する場合は、構成員すべてが満たしていること。

4. スケジュール

- (1) 公募期間 8月5日(水)～8月19日(水) 正午まで
- (2) 質問書の受付期間 8月5日(水)～8月12日(水) 正午まで
- (3) 質問書に対する回答 8月14日(金)までに本市ホームページにて回答
- (4) 一次審査(書類審査) 8月20日(木)
- (5) 一次審査結果の通知 8月21日(金)
- (6) 二次審査(プレゼンテーションの実施及び評価委員会) 8月27日(木) ※予定
- (7) 最終結果通知 9月上旬 ※予定
- (8) 契約締結予定 9月中旬 ※予定

5. 提案書類等

- (1) 参加申請書(様式1)
- (2) 企画提案書(様式2)
 - ※業務実績及び保有資格等については、証明する契約書や資格証等の写しを添付すること。
- (3) 本業務に係る実施スケジュール(様式任意)
- (4) その他関係資料
- (5) 業務参考見積(税込)(A4用紙、書式自由)
- (6) 企業体として応募する場合は、企業体協定書(様式任意)

6. 提案書類の提出方法

- (1) 提出方法: 持参又は書留郵便で提出すること。(提出期限内必着)

【提出先】

沖縄市役所 総務部 防災課 担当 天貝
(所在地) 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
(電話番号) 098-939-1212 (内線2349)

- (2) 受付期間 8月5日(水)～8月19日(水) 正午まで
- (3) 提出部数 提案書類 10部(原本1部・副本9部)

7. 質問書の受付及び回答

- (1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書(様式3)に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおり電子メールで提出すること。

【質問受付期間】 8月5日(水)～8月12日(水) 正午まで

【送付先アドレス】 bousaia18@city.okinawa.lg.jp

- (2) 質問に対する回答は、8月14日(金)までに本市ホームページにて回答する。

8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記9（1）に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。なお、選考された者のみ、第二次審査を実施する旨通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

第一次審査により選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記9（2）に示す評価基準に基づき審査を行い、第一次審査及び第二次審査の各委員の合計点により、最も優れている提案事業者を選定する。

なお、プレゼンテーションについては、zoom等を活用したリモートプレゼンテーションを行う。詳細については別途通知を行うが、参加者については、1事業提案者につき最大3名までとする。

(3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、委託契約候補者として選定しない。

9. 評価基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

(1) 第一次審査（30点満点）

- | | |
|------------------------------|-----|
| ①企業（企業信頼度、業務実績、地理的優位性） | 12点 |
| ②総括責任者（経験年数、業務実績） | 7点 |
| ③担当者（経験年数、業務実績、専任性、配置技術者の資格） | 11点 |

(2) 第二次審査（70点満点）

別添概要仕様書に示す業務内容について、以下の視点を踏まえた提案書を作成する。

- ① 本市の特性を含めた及び国が示すガイドライン等を踏まえた計画づくり
- ② 実施スケジュール
- ③ 検討会議等の効果的・効率的な運営支援方法
- ④ リスクシナリオの設定方法や脆弱性の分析・評価手法の設定方法

国が示したガイドライン及び本市の地域特性を踏まえた計画策定に向けて、庁内会議や有識会議を具体的にどのように運営することで、効果的・効率的な運営ができるのかを提案し、ガイドラインや地域特性を踏まえたリスクシナリオの設定や脆弱性の分析方法を具体的な提案を行う。また、各種検討会議等含めた効果的・効率的な実施スケジュールを提案すること。

10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 業務参考見積額が提案上限額を超えたもの
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの

11. 契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の選定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として選定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託契約候補者として再選定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ①委託業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ②業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 委託契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めて

いくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。

- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求めるものとする。
 - ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ②商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤滞納のない証明書
 - ア）法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - イ）個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

なお、上記書類について不備があった場合は、次点者を委託契約候補者として再特定するものとする。